

議案第 39 号 大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例  
の制定について

議案第 39 号、大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例の制定について、資料に基づき御説明申し上げます。

2 ページをお願いします。

平成 14 年に開設された比良とびあは、温泉や自然を活用し市民の保養・交流・レクリエーション、そして市の観光振興を目的とした施設です。現在は、株式会社アヤハレークサイドホテルが指定管理者として運営しており、現行の指定管理期間は令和 9 年 3 月末までとなっています。

3 ページをお願いします。

年間 300 万円の指定管理料が必要な比良とびあは、利用者の伸び悩みと諸経費増大で収支が悪化しているため、持続可能な運営を目指し料金体系を見直します。浴場利用料金上限額を、「小学生等及び障害者等」の区分を 410 円から 500 円に、「高齢者」の区分を 500 円から 600 円に、「上記以外の者」の区分を 620 円から 750 円に値上げし、回数券も同様に改定するものです。施行期日は令和 9 年 4

月 1 日です。

4 ページをお願いします。

比良とぴあは、利用者の減少や諸経費増加により収支悪化が続いており、令和 4 年度にも料金体系の見直しを実施しています。この改定では、「高齢者」の区分を 410 円から 500 円に値上げし、3 歳以上の未就学児を有料化するとともに、回数券の枚数を 12 枚つづりから 11 枚つづりに変更しました。

5 ページをお願いします。

入浴利用者数はコロナ禍以降回復傾向にはあるものの、コロナ前の水準には達しておらず、令和 4 年度に料金改定を行った後も年間目標の 12 万人には届いていません。その結果、浴場の利用料金収入も伸び悩んでいる状況が続いています。

6 ページをお願いします。

収支悪化の原因は、目標利用者数に届かず浴場利用料金収入が約 480 万円不足していることに加え、労務費が約 480 万円、光熱給水費等が約 820 万円増加していることにあります。

7 ページをお願いします。

令和元年度からの収支の推移ですが、利用者の伸び悩み、光熱水費及び人件費の高騰により、年間 300 万円の指定管理料を支出して

いますが、なお赤字となっております。

8 ページをお願いします。

収支改善に向け、集客努力や収入増、可能な範囲での費用削減に努めてきましたが、現状の収支状況では次期指定管理者更新後に新たに1,100万円もの指定管理料が必要になる見込みです。そのため、持続可能な施設運営のためには料金体系の見直しが必要であると判断したところです。

9 ページをお願いします。

市内及び近隣の同種の施設の浴場利用料金との比較を行いました。施設内の設備等に違いがあるものの現状の比良とびあの浴場の利用料金は、低額の部類にあります。

10 ページをお願いします。

利用料金の算定は、大津市の施設使用料設定基準に基づき行います。これは人件費と物件費を合わせた原価に受益者負担割合を乗じる方式で、今回の原価は約7,135万円となり、増加した人件費や光熱給水費を考慮して積算しています。

11 ページをお願いします。

本来の減免規定では高齢者33%減、小学生50%減ですが、収支改善のため現状の減免率（高齢者20%減、小学生33%減）を維持し、

一律に料金を見直します。値上げ後の利用者数は、令和4年度の料金改定時の減少率を参考に令和6年度実績の9割と設定しています。この試算は、激変緩和1.25倍の範囲内で、現状の指定管理料と同額になるよう調整しています。

12ページをお願いします。

光熱給水費や人件費高騰による指定管理者の負担増に対応するには、受益者100%負担が理想ですが、大幅な値上げを避けるため激変緩和措置を適用します。現行の年間指定管理料300万円程度を維持しつつ、利用者に相応の負担を求め、現行料金の約1.2倍程度の額に改定するものです。

以上、議案第39号、大津市温泉保養交流施設条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

御審査を賜りますようよろしくお願い申し上げます。